

平成20年2月27日
農林水産部長専決

八代市農作物有害鳥獣防護柵設置事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市野生動物被害対策事業補助金等交付要綱(平成17年八代市告示第34号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、イノシシ、シカなどの獣類及びカモ・スズメ・ハト類・カラス類・ヒヨドリなどの鳥類(以下「有害鳥獣」という。)による農作物(林産物を除く。)の被害を防止するため、有害鳥獣防護柵設置事業(以下「補助事業」という。)を実施する者に対し、八代市が予算の範囲内において八代市農作物有害鳥獣防護柵設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、八代市内に住所を有し、かつ、市税を完納している者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業所得の申告を行っている者
- (2) おおむね3アール以上の面積の農地等に対して補助事業の申請をする者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、農地への有害鳥獣侵入防止のために設置する防護柵、防鳥ネット(設置関連資材を含む。)等(以下「防護柵等」という。)の購入に係る費用(消費税及び地方消費税額を除く。)とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、農地1か所当たり2万円(ソーラーパネル式の電気防護柵を購入する場合にあっては、4万円)を上限とする。

2 補助金の交付の対象となる防護柵等の設置箇所数及び電気防護柵の購入数の上限は、同一年度内において、補助対象者1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 防護柵等の設置箇所数の上限 農地2か所(ソーラーパネル式の電気防護柵の設置にあっては、農地1か所)
- (2) 電気防護柵の購入数の上限 農地1か所当たり1台

(耐用年数等)

第5条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた年度から起算して、次の各号に掲げる防護柵等の区分に応じ当該各号に定める期間を経過しなければ、同種の防護柵等に係る補助金の交付を受けることができない。

- (1) 電気防護柵本体 7年
 - (2) 電気防護柵柵線 5年
 - (3) ワイヤーマッシュ 14年
- (交付申請)

第6条 要綱第3条1項に規定する交付申請書は、第1号様式によるものとする。

2 要綱第3条第1項に規定する添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書 (第2号様式)
 - (2) 収支予算書 (第3号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付条件)

第7条 要綱第5条の規定に基づく補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難であるときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) その他市長が必要と認める条件
- (申請時期)

第8条 補助金の交付申請時期は、随時とする。

(交付決定)

第9条 要綱第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、第4号様式によるものとする。

(内容等の変更)

第10条 要綱第7条第1項の変更申請書は、第5号様式によるものとする。

2 要綱第7条第3項において準用する要綱第6条の規定による補助事業の内容等の変更に係る補助金の交付決定通知は、第6号様式によるものとする。

3 要綱第7条第1項の別に定める重要な変更は、次に掲げる事項とする。

- (1) 交付申請時より事業費が増額し、補助金額が増額変更になる場合
 - (2) 防護方法を変更する場合
- (実績報告)

第11条 要綱第13条の実績報告書は、第7号様式によるものとする。

2 要綱第13条の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (第8号様式)
- (2) 収支精算書 (第9号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 要綱第14条の規定による補助金の額の確定通知は、第10号様式によるものとする。

(補助金の請求)

第13条 要綱第16条第1項の請求書は、第11号様式によるものとする。

(補助金の重複受給の禁止)

第14条 補助対象者は、補助対象経費に対して他の自治体を実施する事業等による補助金を受給することができない。

(証拠書類の保管)

第15条 要綱第23条の別に定める期間は、5年とする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月6日農林水産部長専決)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年6月3日農林水産部長専決)

この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。